

令和 5 年 7 月

遊佐町農業委員会第 4 回総会議事録

1. 開催日程 令和 5 年 7 月 25 日 (火) 午後 1 時 00 分～午後 2 時 00 分

2. 場 所 遊佐町役場 第 4 会議室

3. 会議に付した議案

報告事項 1 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について

報告事項 2 解約について

報告事項 3 賃借料の変更通知書の受理のついて

報告事項 4 地目変更登記に係る照会に対する回答について

議 第 8 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による

農用地利用集積計画の決定について

議 第 9 号 遊佐農業振興地域整備計画の変更について

4. 出席委員 (16 名中 15 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	三 浦 祐 輝	2	大 谷 浩 夫	3	榊 原 一 男	4	高 橋 敬
5	小 田 原 英 史	6	齋 藤 勝 広	7	高 橋 正 樹	8	石 垣 建
9	小 野 寺 一 博	10		11	高 橋 晃 広	12	小 松 正 志
13	前 川 一 城	14	那 須 久 美	15	伊 原 ひとみ	16	佐 藤 充

5. 欠席委員 (1 名)

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
10	高 橋 茂 央						

6. 出席農地利用最適化推進委員 (0 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名

7. 欠席農地利用最適化推進委員 (0 名)

地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名	地区	氏 名

8. 事務局出席者 (4 名)

館内ひろみ事務局長、菅原恵里係長、遠藤史貴主事、高橋 息吹主事

9. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)

10. 会議の概要

事務局長	<p>それでは、遊佐町農業委員会の7月定例会を開催させていただきます。 初めに、本日の出欠状況の報告を榊原懲罰委員長よりお願い致します。 (3番榊原一男委員が挙手し、議長が指名する)</p>
3番榊原一男委員	<p>皆様暑い中、ご苦勞様です。 本日の出欠状況を報告いたします。 欠席委員は1名、出席委員は15名で過半数の委員が出席しております。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は成立しております。以上報告を終わります。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。 それでは、佐藤会長よりご挨拶をお願いします。</p>
佐藤会長	<p>暑い中、大変ご苦勞様でございます。2週間前には九州で大雨ということ でかなり被害もでました。九州は毎年のように被害がでています。テ レビである人が、九州は100年に一度の大雨と言っておりましたが、も う2、3年前から100年に一度の大雨が降っているということで、気象状 況がおかしいです。私の同級生が大仙市にいますが、大仙市も多少大雨 にやられましたが、秋田駅前も床上浸水でかなりやられたそうです。秋 田駅前の被害は近年初めてかなと思います。 稲もこの雨で草丈がかなり長いかと思います。これから稲刈りがき ますが、台風の影響がないことを祈っております。 それでは今日の案件もよろしくお願ひいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。 それでは、会議の議長は遊佐町農業委員会 会議規則第4条の規定に より、会長があたることになっておりますので、佐藤会長より議長をお 願ひします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入る前に、会議規則第13条の規定による、議事録署 名人の選任を行います。 恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議 ございませんか。 〈異議なしの声〉 では13番前川一城委員と14番那須久美委員をお願いします。 なお、書記は、事務局の遠藤主事を指名いたします。それでは、総会 次第に基づき進行いたします。 報告事項について、事務局より説明願ひます。 (事務局が挙手し、議長が指名する。)</p>
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	<p>それでは、詳細説明お願ひいたします。 (事務局が挙手し、議長が指名する。)</p>

事務局	<p>それでは詳細説明させていただきます。</p> <p>報告事項 1. 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について、合計 8 件、すべて農地法第 3 条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。詳細につきましては総会議案書 2 ページ、3 ページをご覧ください。</p> <p>続きまして、報告事項 2. 解約について、貸人死亡のために解約するものとなっております。詳細につきましては総会議案書 4 ページをご覧ください。</p> <p>報告事項 3. 賃借料変更通知書の受理について、番号 2-1、2-2 から番号 16-1、16-2 の合計 15 件分について、令和 5 年度の農地整備事業の期間中賃借料を 0 円にするものになっています。詳細につきましては総会議案書 5 ページからご覧ください。</p> <p>報告事項 4. 地目変更登記に係る照会に対する回答について、議案書は 13 ページになります。補足説明資料に登記官からの照会書、事務局長名での回答書等を添付しておりますので併せてご覧いただければと思います。</p> <p>番号 3 から 5 まで合計 3 件の全 4 筆ですが、すべて隣接しており一体の土地であります。所有者、土地の表示等は議案書の 13 ページに記載のとおりとなっております。</p> <p>照会地は農業振興地域内の農用地区域外、都市計画区域内で、詳細な時期は不明ですが昭和年代に農地転用許可を得ないまま建物等を建築し、現在に至っております。</p> <p>6 月 19 日付けで法務局酒田支局から照会があり、6 月 30 日に、高橋土地専門部会長、石垣副部会長、佐藤会長の 3 名で現地調査を行いました。周辺の農地に影響もなく、復元しても農地として継続利用できないと判断し、原状回復命令は行わないと 6 月 30 日付けで法務局酒田支局に回答しております。説明は以上です。</p>
議長	只今の報告事項について、何か質問・意見等ありましたらお願いします。ありませんか。
4 番高橋敬委員	教えてください。やまがた農業支援センター長前任の任期はいつまででしたか。
事務局	具体的な日にちは今持ち合わせていませんが、つい最近です。先月あたりに通知が来まして、詳細な日にちは今は持ち合わせていません。
4 番高橋敬委員	この報告事項は、令和 5 年 8 月 1 日からですが、前理事長になっています。これは受けた段階での名前でもいいのですか。 理事長が 8 月の内に二人出てくるというのは問題ないのですか。後ろのほうには新理事長ででていますよね。
事務局	報告事項のほうは、すでに契約済みのものの賃借料を令和 5 年度について 0 円にするということで、後ろのほうは、これから新しく契約が発生するというので、新理事長になっています。
4 番高橋敬委員	8 月 1 日からの契約の中で、二人の理事長の名前が出るという解釈でよろしいのですか。17 ページ 51 番あたりも 8 月 1 日からの契約で、報告事項も 8 月 1 日からですよね。ちょっと考えづらい中身なのですが。
事務局	通知を確認して、訂正が必要であれば訂正したいと思います。
4 番高橋敬委員	変わった日にちはいつでもいいが、8 月 1 日で変わるとしても二人の名前が出てくるのはおかしくないですか。
議長	一旦、休憩します。
	＜休憩＞
議長	事務局より説明します。

事務局	<p>理事長が変わった日付は、6月22日をもって変わっています。</p> <p>報告事項については、実際書類のやり取りをしたのが、6月15日で、令和5年分を0円にするということで書類を交わして、総会議案が8月1日からと日にちが入ってしまっていて紛らわしくなりましたが、賃借料の変更は令和5年度ということでご理解頂ければと思います。</p> <p>報告事項なので6月15日に交わした内容ということで、この時点では前任の名前での契約になっていまして、後半のほうはこれから新たに契約をするので後任の方の名前ということになりますので、よろしくお願いいたします。</p>
11 番高橋晃弘委員	8ヶ月ということは、7月1日から0円にしたということですか。
事務局	賃借料のやり取りは、年度で精算するので令和5年度の適用ということです。月日が入ってしまっていて、紛らわしくなりましたが、ここを令和5年度と読み替えていただければと思います。
議長	<p>よろしいでしょうか。他にありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。</p> <p>議事につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、伊原委員長より報告をお願いします。</p> <p>(15 番伊原ひとみ会長代理が挙手し、議長が指名する)</p>
15 番伊原ひとみ会長代理	7月19日に、第2会議室で委員7名が出席して、農地法、農業経営基盤強化促進法、土地改良法その他関係法令により農用地利用集積計画に係る事前調査及び審議、農地流動の適正斡旋に係る事前協議及び調整のため農地利用調整委員会を開催しましたが、議第8号について特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。
議長	<p>それでは、議第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いします。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	<p>それでは、詳細説明お願いいたします。</p> <p>(事務局係長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは詳細説明させていただきます。審査基準書の1ページからご覧下さい。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、遊佐町長から農用地利用集積計画の決定を求められております。</p> <p>内訳につきましては、(1) 所有権移転は1件、(2) 利用権設定は2件、(3) 利用権移転はなしとなっております。</p> <p>計画の内容が審査基準に適合するかは、審査基準書をご覧ください。</p> <p>計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>それでは個別に説明します。</p> <p>(1) 所有権移転について 番号13 土地は、計4筆、4,965 m² 総額は496,500円です。</p> <p>今回売買の畑については今年4月まで譲受人の旦那さんが賃貸借契約を結んでいた場所になります。4月の時点で売買のため契約更新を行わなかった案件です。</p> <p>今回対象の畑と隣接する譲渡人の土地にまたがっていると思われる建</p>

	<p>物があり、測量・分筆を検討しましたが、どちらも行わずにそのままて売買することに決めたとのことです。</p> <p>現地調査は伊原委員にお願いしておりましたのでこの後報告をお願いします。</p> <p>所有権移転についての説明は以上です。</p> <p>続きまして、利用権設定について</p> <p>今回申請のあった番号 50 と 51 は新規設定になります。各案件の詳細については議案書をご確認ください。</p> <p>まず、番号 50 について補足説明いたします。この畑は所有者から 4 月に賃貸借あっせんの依頼があった畑になります。</p> <p>その後事務局に借人から貸借希望の連絡があり、所有者と合意したものととなります。</p> <p>また、賃料については、維持管理をしてくれるのであればという所有者の意向によるものとなっております。</p> <p>次に 51 番についてですが、新規設定となっておりますが、今年の 4 月未まで JA 経由での賃貸借契約していたものを中間管理機構経由に変更するもので、実質再設定の案件になります。そのため審査基準書の地図は省略しています。事務局からは以上です。</p>
議長	<p>それでは、(1) 所有権移転についての番号 13 について、15 番伊原ひとみ委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
15 番伊原ひとみ会長代理	<p>はい、報告します。</p> <p>7 月 15 日、譲受人と現地調査を行いました。審査基準書の 1 ページの地図をご覧くださいと思います。</p> <p>申請地の右側、道路沿いの内側が譲渡人のお宅、そのすぐ北側が譲受人のお宅で隣同士の方です。今まで譲受人が申請地を作付けしていました。今現在は長ネギ、ナス、人参などを作付けしていきまして、きれいに管理してました。</p> <p>譲受人は現在 80 歳で、年齢的にも心配なところはありますが、まだまだ元気で現役で農家をやっていますし、会社員の息子さんが週末にお手伝いしてくださるということで、今後もきちんと管理していくと。売買については息子さんも同意しているということでしたので、なんら問題はないかと思われまます。以上です。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、質問、意見のある方は挙手願います。ありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。議第 8 号 (1) と (2) の案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>次に議第 9 号 遊佐農業振興地域整備計画の変更について、事務局の説明をお願いします。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書・朗読説明)
議長	それでは、詳細説明お願いいたします。
事務局	それでは説明いたします。審査基準書は 3 ページから、補足説明資料は 12 ページからご覧ください。議案書の 19 ページに、意見依頼書を掲

	<p>載しております。</p> <p>番号1、農用地区域より除外しようとする土地は、5,756㎡のうち1,100㎡です。</p> <p>分筆がまだされていないため、このような表記になっております。</p> <p>変更理由は熟成庫の増設のためです。</p> <p>申請地は、都市計画区域内、土地改良事業受益地内で、集落の北部に位置しております。隣接する蒸留所の附属施設として熟成庫1棟を建設するため農振除外したいということで申請されたものです。</p> <p>熟成庫建設用地としましては、今回の申請地の南側2,200㎡を令和3年12月総会で農振除外、令和4年4月総会で農地転用を許可しており、今回が2度目の申請となります。農用地区域から除外した後は第1種農地と判断されるため、同じ申請内容で農地転用許可を行うことについて問題ないか事前に確認しましたが、前回の転用許可を受けた事業が完了している場合は、別事業と考えるため転用を行うことは可能とのことでした。前回許可した転用事業は令和5年1月に完了しております。</p> <p>農振法第13条第2項の、農用地区域から除外する要件については、全て要件を満たすと考えます。</p> <p>以上、農用地区域からの除外について、変更事由相当として回答してよろしいかご審議をお願いいたします。</p> <p>19日に、高橋土地専門部会長、石垣副部会長、小松委員の3名で現地調査を行っておりますので、ご報告をお願いいたします。以上です。</p>
議長	それでは7番高橋部会長より、現地調査の報告をお願いします。
7番高橋正樹部会長	<p>それでは報告いたします。場所は皆さんご存じの工場です。</p> <p>今係長の話にもあったように、以前総会を経て取得した場所に、立派な熟成庫が出来上がっております。そして今回その隣に増やしたいということで、できれば北側の田んぼ全部欲しいという話でしたが、それは決まり事があってできないので、前回取得した土地の1/2までは大丈夫ということで今回この1,100㎡を申請したとの話でした。</p> <p>そして地元の区長、生産組合長、隣接する田んぼの持ち主からも承諾を得ているとのことでしたので、なんら問題はないと思います。</p>
議長	次に、8番石垣副部会長からも、現地調査の報告をお願いします。
8番石垣建委員	<p>今高橋部会長から説明があった通りであります。</p> <p>現場は青々と実っている田んぼに盛り土をして熟成庫を追加で建てる、そのため農用地区域から外して工事が進むのだと思います。</p> <p>大変景色がすばらしくて、鳥海山をバックに稲田の中に現代的な醸造の建物が建っていて、外国の風景を切り取ったような印象を受けました。</p> <p>今後隣にもう一つ建てたいということ、小松委員をとおして聞いたところですが、問題なしとして見てきたところです。以上です。</p>
議長	次に、12番小松正志委員より現地調査の報告をお願いします。
12番小松正志委員	私も高橋委員、石垣委員と、ここは見晴らしがよくて風通しがよくて、建物を全部建てたいということでしたが決まりがあって1/2, 1/2と段々小さくなって気の毒な感じでしたが、今増やす分に関しては、隣近所に何も反対する人もいないし、みんな協力的で問題ないと思います。以上です。

議長	<p>ただいまの議案の事務局説明、現地調査委員からの説明ありましたが、発言のある方は挙手願います。ありませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第 9 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員過半数挙手)</p> <p>では賛成多数ですので、議第 9 号 遊佐農業振興地域整備計画の変更について、変更事由相当との意見を遊佐町長に回答することに決定いたします。</p> <p>予定されておりました議事は以上ですが、他に皆さんから何かございませんか。</p> <p>(委員、事務局共になし)</p> <p>無いようですので、これで 7 月の定例総会を閉会します。ご協力ありがとうございました。</p>
----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------